

## 一般社団法人日本スポーツ・ヘルスケア・デザイン推進機構後援名義等の 使用に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、日本スポーツ・ヘルスケア・デザイン推進機構（以下「本機構」という。）が 関与する主催、共催、協賛、後援についての基準および承認手続きを定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「主催」とは、本機構が事業の主体となり、本機構の責任においてその催しを開催することをいう。すなわち本機構が催しの企画から運営まで予算を含め全ての責任を有する。

(2)「共催」とは、本機構を含む複数の企業、団体等が催しの事業主体（共催団体）となり、共同でその催しを開催し、共に責任を負うものである。共催団体とは、原則として共催金を拠出するものであり、企画当初から、内容、運営、経費負担等について協議を行う企業、団体等をいう。

(3)「協賛」とは、本機構以外の第三者が開催の主体となる催しについて、その趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義ではあるが、協賛金または労務提供等の負担を伴う場合があり、後援に比べてその催しへの本機構の関与の度合いの程度が大きい場合をいう。

(4)「後援」とは、本機構以外の第三者が開催の主体になる事業について、本機構がその催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

### (名称)

第3条 本機構が後援名義等において使用する名称は、一般社団法人日本スポーツ・ヘルスケア・デザイン推進機構（英文名 Japan Sports Health Care Design Alliance（略称 J-SHCD））とする。

### (適応基準)

第4条 本規定における後援名義等の使用に関する適応基準は当該各号に定めるところによる。

#### (1) 主催及び共催

本機構が催しを主催、共催する場合には、次に挙げる事項（a～e）に則っている

ことを基準として、個別に判断する。

(2) 協賛及び後援

本機構以外の企業、団体等が主体となる事業に関して、協賛または後援の依頼があった場合には、次に挙げる事項(a～e)のいずれも満たすことを基準として、個別に判断する。

- a) 本機構の理念・目的に照らし、必要と認められるもの。
- b) 私的な営利を目的とする事業ではないもの。
- c) 特定の団体の宣伝など、少数者の利益を目的としないもの。
- d) 公益性があると認められるもの。
- e) 開催者と本機構の間に利益相反上の問題が認められないもの。

(申請・手続き)

第5条 本規定における後援名義等の使用に関する申請・手続きは当該各号に定めるところによる。

(1) 本機構が催しを主催、共催または協賛する場合には、理事会で開催を決定する。

(2) 第三者主催の事業等に関して本機構が共催・協賛・後援の依頼を受けた場合には、原則として開催日の1ヶ月前までに、その主催者から申請依頼書を提出いただき、当機構で審査し、理事長が第三条の基準に則り承認の可否を判断する。なお、審議が必要な場合は持ち回り理事会に諮る。

(3) 理事長名によりその催し等の主催者に対して結果を通知する。

(4) 第三者団体等は催しが終了後、速やかにその実施報告書を本機構に提出する。

(5) 本機構は、原則としてその事業等の共催・協賛・後援可否の結果を理事会で報告する。

(規定の変更)

第6条 規定の変更

本規定は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

令和3年5月1日制定